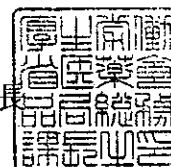




薬食総発0910第2号
障精発0910第4号
平成22年9月10日

社団法人日本病院薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



向精神薬等の処方せん確認の徹底等について

先般、「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」（平成22年6月24日付け障精発0624第1号）により、向精神薬その他の精神疾患の治療薬（以下、「向精神薬等」という。）の処方の際する配慮について、別添1のとおり通知したところです。昨日、厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて、過量服薬への具体的な取組及び今後の対策を「過量服薬への取組」（別添2）にまとめ、当面の対策の一つとして「薬剤師の活用」を、盛り込んだところです。

貴会におかれては、別添2の内容を御了知の上、適切な服薬指導等の徹底及び向精神薬等の処方せん確認に係る疑義照会等が行われるよう、貴会員に対して周知徹底するとともに、過量服薬の実態と対策に関する内容を盛り込んだ研修の機会が薬剤師に提供されるよう御協力方お願いします。

なお、自治体の担当部局宛にも、別添3のとおり、通知しているので申し添えます。